

小規模事業者持続化補助金

経営計画作成支援 個別相談会

～専門家と一緒に補助金申請書を作ろう!～

経営計画に基づいて行う **販路拡大等**の取り組みに対して

50万円

 を上限に補助金がでる！

※補助金制度には審査があります。内容につきましては、裏面をご覧ください。

経営計画とは、自社がこれからどういう経営を行っていくのか？ また、どういう方針で進むのか？ など、未来のビジョンを示す計画です。

なお、すでに公募がはじまった「小規模事業者持続化補助金」を活用するためには、経営計画書の作成が必須となります。そこで、持続化補助金の申請書にあたり、その作成のポイントやその他お困りのことがございましたら、個別にご相談対応いたします。

◆日 時 **5月15日（月） 午後1時～5時**

◆場 所 習志野商工会議所 会議室

◆主な相談内容

- 補助金申請書の作成方法、申請にあたり注意すべきポイント
- 作成した補助金申請書の内容を確認し、ブラッシュアップ他

◆対 象 小規模事業者

◆料 金 会員無料（会員外 1,000 円） ◆定 員 4 名

習志野商工会議所 中小企業支援室 行

【FAX】 047-452-6744

小規模事業者持続化補助金 個別相談会 参加申込書

事業所名				住 所			
氏 名				業 種			
				従業員数	人		
T E L				F A X			
相談希望 時間帯 ○印と付ける	13時～	14時～	15時～	16時～			

*お申込み時にお預かりいたしました個人情報は、当相談会開催における連絡及び相談会・セミナー情報の提供以外の目的には使用いたしません

小規模事業者持続化補助金【追加公募分】

◇経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し**50**万円を上限に補助金

(補助率:2/3)が出ます

・複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。*連携小規模事業者数によります。

※今回の追加公募では、小規模事業者の円滑な事業継承を後押しするため、代表者が60歳以上の事業所で後継者候補が中心となって取り組む事業を重点的に支援します。

◇計画の作成や販路拡大の実施の際、商工会議所の指導・助言を受けられます。

《対象となる取り組みの例》

- ① 広告宣伝
 - ・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布
- ② 集客力を高めるための店舗改装
 - ・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化
- ③ 商談会・展示会への出展
 - ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展
- ④ 商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更
 - ・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

【概要】 ※詳細は特設ウェブサイトに掲載の公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者

小規模事業者とは

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

◆対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費（買い物弱者対策事業の場合に限ります）、委託費、外注費

◆補助率・補助額

補助率 補助対象経費の2/3以内

補助額 上限50万円

*複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。

◆受付の手続き期限等

日本商工会議所（補助金事務局）への申請書類一式の送付締切	平成 29 年 5 月 31 日（水）
採択結果公表	平成 29 年 7 月上旬頃予定
実施期限	交付決定通知書受領後から 平成 29 年 12 月 31 日（日）まで